

九州電力株式会社

代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘 殿

原子力規制委員会

川内原子力発電所第 2 号機の試験使用承認について

令和 2 年 1 1 月 1 8 日付け原発本第 2 5 4 号をもって申請がありました上記の件については、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 1 5 号。以下「改正法」という。）附則第 7 条第 1 項の規定に基づき、改正法による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 4 3 条の 3 の 1 1 第 1 項のただし書及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 5 3 年通商産業省令第 7 7 号）第 1 7 条第 1 号の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

1 . 対象設備

原子炉本体

2 . 使用期間

自：令和 2 年 1 2 月 1 8 日以降であって、原子炉を臨界にさせる前に必要なすべての検査が終了した時

至：令和 2 年 1 月 3 0 日付け原発本第 1 8 3 号をもって届出があった改正法による改正前の原子炉等規制法の使用前検査の合格日

3 . 使用の方法

原子炉容器出口管台溶接部保全工事の実施に伴い、原子炉容器が安定した連続運転ができることを確認できるまで原子炉容器を使用する。

なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき運転する。